

第2期教育大綱における「基本方針」「推進方向」「対象施策」「重点事業」の一覧

基本方針	推進方向	対象施策	重点事業
①道徳教育や幼児教育の充実を柱とした「豊かな心」の育成	推進方向1 道徳教育の充実	道徳的価値の自覚と自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を高める道徳の授業づくりを進めます。 豊かな表現力や想像力を育成するため、学校図書館を有効活用し読書活動の充実を図ります。 コミュニティ・スクールの機能を生かしながら、充実感や達成感が得られる行事や体験活動の充実を図ります。 文化会館や美術博物館等の積極的な活用により、本物の文化、芸術に触れる機会を拡充します。	・道徳的実践力を高める道徳の授業づくりの推進 ・教育研究センターによる道徳の授業づくり研修会の実施 ・読書活動の充実 ・コミュニティ・スクールの機能を生かした学校行事、体験活動等の充実 ・文化会館や美術博物館等との連携による心の教育の充実
	推進方向2 幼児教育の充実	全ての子どもが健やかに成長・発達していくために、幼児教育の質の向上を図ります。 子どもの知的好奇心、興味や関心を喚起し、子どもと「もの」「人」「状況」とのかかわりをより豊かにする環境構成に努めます。 子どもが多様な体験を重ねること、体験を通して得た思いや考えを言葉に表すことなどを重視し、子どもや社会の変化に対応した教育を推進します。 幼稚園、保育所、認定こども園の幼児期の教育と、小学校教育への接続を円滑にし、育ちや学びを連続的にとらえた幼児教育の充実を図ります。 幼児教育や児童福祉などの関係機関との連携や協力体制の強化を図り、家庭や地域における子育て支援の充実を図ります。	・幼児教育の質の向上 ・豊かな感性を育む環境づくり ・言語活動の充実と豊かな表現力の育成 ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続 ・家庭・地域との連携強化
②「確かな学力」「健やかな体」の育成	推進方向3 確かな学力の育成	義務教育における学びのつながりを明確にし、生徒指導の3機能（自己存在感をもたせる・自己決定の場を与える・共感的な人間関係を育てる）を生かした授業づくりに取り組みます。 国際理解教育の推進やグローバルな視点をもった人材の育成に努めます。 特別支援教育の視点に立ち、一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた学びを保障します。 不登校及び不登校傾向にある児童生徒を、教育支援センターにおいて適切に指導・支援することを通して、不登校状態の改善を図ります。 情報活用能力やプログラミングの思考を育む授業づくりのための教職員研修を充実し、児童生徒の豊かな学びを保障します。 高等教育機関や地元企業等との連携により、専門的な知識や技能を有する地域人材や、地域資源を積極的に活用した学習を進めます。	・授業力を磨き、学力を高めるための工夫・改善 ・生徒指導の3機能を生かした授業づくり ・英語教育の充実 ・一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実 ・適切な就学につながる一貫した教育相談・支援の推進 ・共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築 ・きめ細かな支援体制の充実 ・相談活動の充実 ・教育支援センターにおける支援の充実 ・ICT機器を活用した情報活用能力の育成 ・授業公開や研修会の充実 ・地域人材の活用や、地域素材を生かした学習の推進 ・地元の高等教育機関・企業等との連携
	推進方向4 健やかな体の育成	運動の楽しさを実感できる体育学習、児童生徒の実態や発達段階に即した実践的、科学的な保健学習を充実します。 学校・家庭・地域、関係機関等が連携することにより、運動に親しむことができる環境や機会の拡充を図ります。 学校給食や特色のある食育を通して、食の知識の習得や正しい食習慣の定着を図り、心身の健康づくりを進めます。	・体育学習の充実 ・体力向上と運動習慣の定着に向けた取組の推進 ・保健学習の充実 ・生涯スポーツによる地域づくりの推進 ・食に関する全体計画に基づいた食育の推進 ・学校・家庭・地域、関係機関の連携
③コミュニティ・スクールの充実	推進方向5 コミュニティ・スクールの充実	全学校に設置している学校運営協議会の運営を支援します。 地域づくりの核の一つとして、地域と連携した学校・園づくりを推進します。 小学校と中学校の連携や、同一中学校区内の小中学校間の連携をより一層推進します。	・学校運営協議会の運営支援 ・地域と連携した学校・園づくりの推進 ・小中連携や小小連携の一層の推進
	推進方向6 地域学校協働活動の充実	子どもたちの生きる力を育むため、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを見守り支援する環境づくりを進めます。	・地域と学校をつなぐコーディネート機能の拡充 ・放課後子供教室の拡充 ・家庭教育支援の拡充
	推進方向7 青少年の健全育成	青少年が、社会の一員としてボランティア・地域活動に主体的に参画する機会の拡充に努めます。	・ボランティア・地域活動参加への支援
		青少年が、豊かな人間性を育むために必要となる体験活動を提供します。 青少年の健全育成に資するよう、有害な環境から守ります。	・多様な体験プログラムの提供 ・情報リテラシー教育の実施
④信頼と期待に応える教育環境の充実・整備	推進方向8 児童生徒の『生き抜く力』を育成する生徒指導体制の充実と教職員の人材育成	組織的・開発的な生徒指導体制を構築するとともに、不登校児童生徒に対する支援体制を強化します。 周南市教育研究センターによるキャリアステージに応じた実践的な研修を充実し、教職員の資質能力のより一層の向上を図ります。 教職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、教員が本来担うべき業務に集中できる環境づくりに努めることができる教員の働き方改革を推進します。	・組織的・開発的な生徒指導体制の充実 ・不登校児童生徒支援の強化 ・安全管理体制の確立 ・多様化する学校危機に備える取組の強化 ・若年教職員の資質能力の向上 ・中堅教職員・管理職の資質能力の向上 ・各校の学校運営への支援 ・学校における働き方改革の推進
	推進方向9 望ましい教育環境の充実・整備	児童が健康で快適に学習できる環境を整えるため、小学校の普通教室への空調設備の整備を進めます。 児童生徒の主体的・対話的で深い学びを支援するため、ICT教育環境の充実を図ります。 教育効果を十分に発揮するため、教材備品の充実を図るとともに、安心・安全で快適な学校施設の整備に努めます。 児童生徒の安心・安全な通学路を確保するため、通学路における総合的な安全対策を進めます。 児童生徒の望ましい教育環境を実現するため、保護者、地域の理解を得ながら学校の適正な再編整備を進めます。 学校教育制度の多様化に対応するため、小中一貫教育校の取組を進めます。	・小学校空調設備の整備 ・学校ICT教育環境の充実 ・授業公開や研修会の充実 ・学校施設の整備 ・通学路の安全確保 ・学校適正配置の推進 ・小中連携教育の推進 ・小中一貫校の取組の推進
		家庭の経済的事情にかかわらず、すべての子どもたちが安心して学べるよう、就学等に必要な支援を行います。	・経済的就学等困難者への支援 ・高等学校・大学等進学者への支援
		徹底した衛生管理のもと、児童生徒の健康な成長に必要な栄養バランスに配慮するとともに、献立を工夫することにより、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めます。	・衛生管理の徹底 ・危機対応能力の強化 ・安全な食材の確保 ・品質等に配慮した食材の選定 ・望ましい食習慣の涵養 ・学校給食費管理システムの導入
推進方向10 安心・安全な学校給食の提供	地元産の農産物をはじめとする食材を積極的に活用した学校給食を通して、地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深めることができるよう努めます。 既存の学校給食センターの施設や設備の経年劣化に対応し、計画的な改修を進めます。	・地産地消の推進 ・食育に関する普及啓発 ・県内産食材使用率30%の達成 ・献立づくりへの児童生徒の意見の反映と食育に関する情報の提供 ・施設設備の維持管理	

基本方針	推進方向	対象施策	重点事業
⑤いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現	推進方向11 生涯学習活動の推進	各地域における生涯学習活動の拠点である市民センター等において、多様な学習機会の提供と充実に取り組みます。 市全域における生涯学習活動の拠点となる学び・交流プラザにおいて、幅広い学習機会の提供、学習情報の収集と発信、生涯学習の担い手となる人材育成を推進します。	・地域における生涯学習活動の支援 ・自主的な学習活動の促進
	推進方向12 生涯にわたり、スポーツ活動に親しむ環境の整備	市の関係部署や関係団体と連携し、スポーツ活動の機会の提供や実施に努め、市民のライフステージやライフスタイルに応じた多様なスポーツ活動を支援します。 スポーツ施設の計画的な改修・修繕に努めます。	・スポーツ活動の推進 ・施設の維持管理
	推進方向13 文化芸術活動の推進	幅広い分野で質の高い芸術の鑑賞機会の提供に努めます。 市民が参加する多様な文化芸術活動の支援に努めます。 拠点施設である文化会館・美術博物館等の計画的な改修に努めます。	・芸術鑑賞の機会充実 ・市民の文化芸術活動の支援 ・文化拠点施設の維持管理
	推進方向14 文化財の保護と活用	文化財を次世代に継承するため、文化財所有者や関係団体と連携し、文化財の適切な保護と伝統芸能の伝承支援に取り組みます。 文化財保護意識の向上のため、文化財や民俗資料などを活用して、郷土の歴史や文化について学ぶ機会の充実に取り組みます。 関係機関や団体との連携を深め、ツルの生息環境の保全と渡来ツルの増羽に取り組みます。	・文化財の適切な保護の推進 ・文化財の活用促進 ・渡来ツルの増羽に向けた取組の推進
	推進方向15 読書が育むひとづくり・まちづくり	多岐にわたる利用者のニーズに的確に対応するための図書館資料の提供に努めます。 家庭での「うちどく」の奨励や学校図書館との連携の強化など、第三次周南市子供読書活動推進計画を推進します。 子ども対象のお話し会や成人向け各種講座の開催など、読書普及啓発活動を推進し、幅広い世代の学びを支援します。 図書館施設の計画的な点検・改修を進め、安全で快適な読書環境を提供します。	・図書館資料の収集と提供 ・うちどくコンテストの実施 ・学校図書館との連携 ・行事・講座等の実施 ・読書環境の整備 ・施設設備の維持管理
	推進方向16 人権教育の推進	幼稚園、小・中学校での人権参観日、講演会などを通して、幼児・児童・生徒、保護者、教職員等の人権意識の向上を図ります。 地域住民の人権意識の向上をめざし、地域の身近な施設でさまざまな世代へ学習機会の提供に努めます。 地域社会において自主的な取組の推進を担うリーダーを養成します。 企業職場人権教育連絡協議会において情報交換を行いながら、人権教育を推進します。	・学校・園における人権教育の推進 ・地域における人権意識向上に向けた取組の推進 ・人権教育を推進するリーダーの養成 ・企業職場人権教育連絡協議会の充実
	推進方向17 まちづくりを担うひとづくり	市民一人ひとりが、いきいきと学び続け、学んだ成果を発揮する機会の拡充に取り組みます。 子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで支援する人材が、地域で活躍する機会の充実に努めます。	・学びの成果を発揮する機会の拡充 ・地域学校協働活動に参画する機会の拡充